③　単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合　805点
④　単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合　720点
⑤　①から④まで以外の場合　611点
⑷　月１回訪問診療を行っている場合
①　単一建物診療患者が１人の場合　2,505点
②　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合　1,365点
③　単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合　705点
④　単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合　615点
⑤　①から④まで以外の場合　525点
⑸　月１回訪問診療等を行っている場合であって、２月に１回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合
①　単一建物診療患者が１人の場合　1,380点
②　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合　768点
③　単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合　395点
④　単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合　344点
⑤　①から④まで以外の場合　292点

2　在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（１に規定するものを除く。）の場合

イ　別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月２回以上訪問診療を行っている場合
⑴　単一建物診療患者が１人の場合　4,585点
⑵　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合　3,765点
⑶　単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合　2,385点
⑷　単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合　2,010点
⑸　⑴から⑷まで以外の場合　1,765点

ロ　月２回以上訪問診療を行っている場合（イの場合を除く。）
⑴　単一建物診療患者が１人の場合　3,685点
⑵　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合　1,985点
⑶　単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合　985点
⑷　単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合　875点
⑸　⑴から⑷まで以外の場合　745点

ハ　月２回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち１回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（イ及びロの場合を除く。）
⑴　単一建物診療患者が１人の場合　2,554点
⑵　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合　1,450点
⑶　単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合　765点
⑷　単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合　679点
⑸　⑴から⑷まで以外の場合　578点

ニ　月１回訪問診療を行っている場合
⑴　単一建物診療患者が１人の場合　2,285点
⑵　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合　1,265点
⑶　単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合　665点
⑷　単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合　570点
⑸　⑴から⑷まで以外の場合　490点

ホ　月１回訪問診療等を行っている場合であって、２月に１回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合
⑴　単一建物診療患者が１人の場合　1,270点
⑵　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合　718点
⑶　単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合　375点
⑷　単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合　321点
⑸　⑴から⑷まで以外の場合　275点

3　１及び２に掲げるもの以外の場合

イ　別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月に２回以上訪問診療を行っている場合
⑴　単一建物診療患者が１人の場合　3,435点
⑵　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合　2,820点
⑶　単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合　1,785点
⑷　単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合　1,500点
⑸　⑴から⑷まで以外の場合　1,315点

ロ　月２回以上訪問診療を行っている場合（イの場合を除く。）
⑴　単一建物診療患者が１人の場合　2,735点
⑵　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合　1,460点
⑶　単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合　735点
⑷　単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合　655点
⑸　⑴から⑷まで以外の場合　555点

ハ　月２回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち１回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（イ及びロの場合を除く。）
⑴　単一建物診療患者が１人の場合　2,014点
⑵　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合　1,165点
⑶　単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合　645点
⑷　単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合　573点
⑸　⑴から⑷まで以外の場合　487点

ニ　月１回訪問診療を行っている場合
⑴　単一建物診療患者が１人の場合　1,745点
⑵　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合　980点
⑶　単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合　545点
⑷　単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合　455点
⑸　⑴から⑷まで以外の場合　395点

ホ　月１回訪問診療等を行っている場合であって、２月に１回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合
⑴　単一建物診療患者が１人の場合　1,000点
⑵　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合　575点
⑶　単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合　315点
⑷　単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合　264点
⑸　⑴から⑷まで以外の場合　225点

注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所、在宅療養支援病院及び許可病床数が200床未満の病院（在宅療養支援病院を除く。）に限る。）において、在宅での療養を行っている患者（特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホームその他入居している施設において療養を行っている患者（以下「施設入居者等」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的な訪問診療を行っている場合に、訪問回数及び単一建物診療患者（当該患者が居住する建物に居住する者のうち、当該保険医療機関が訪問診療を実施し、医学管理を行っているものをいう。以下この表において同じ。）の人数に従い、所定点数を月１回に限り算定する。

２　注１において、処方箋を交付しない場合は、300点を所定点数に加算する。

３　在宅時医学総合管理料を算定すべき医学管理を行った場合においては、別に厚生労働大臣が定める診療に係る費用及び投薬の費用は、所定点数に含まれるものとする。

４　在宅医療に移行後、当該点数を算定した日の属する月から起算して３月以内の期間、月１回に限り、在宅移行早期加算として、100点を所定点数に加算する。ただし、在宅医療に移行後、１年を経過した患者については算定しない。